

川口市立高等学校・附属中学校 P T A ・後援会

個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 川口市立高等学校・附属中学校 P T A ・後援会（以下、「P T A 等」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めたものとする。

(責務)

第 2 条 P T A 等は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 等の活動において、個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 P T A 等における個人情報の管理者は、川口市立高等学校・附属中学校教職員、P T A 会長及び後援会会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

(取扱者)

第 4 条 P T A 等における個人情報の取扱者は、その目的のために収集した団体（事業部等）の長とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 P T A 等は、個人情報を収集するときは、予めその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用目的)

第 7 条 収集した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費の集金
- (2) 活動名簿の作成及び管理
(会員名簿、部会名簿、委員会名簿、行事等の参加者名簿、メールアドレス等)
- (3) 広報紙等の作成及び配布
- (4) P T A 等の活動に関する連絡

(利用目的による制限)

第 8 条 P T A 等は予め本人の同意を得ないで、前条の利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等については、セキュリティ管理を厳密に実施し、持ち出し（電子メール等による送信含む）については、暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
紙媒体に記載されたものは、鍵のかかる場所で保管する。管理者は、管理者及び取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。第三者に個人情報を提供する場合は、管理者を通じて提供するものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供の記録・保存等)

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の事項
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨
- (5) 提供した管理者の氏名及び提供の経緯

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報提供等)

第14条 PTA等は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加及び削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA等の管理者に報告しなければならない。

(研修)

第16条 PTA等は、それぞれの役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 PTA等は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理につとめなければならない。

附 則

本会則は、令和 3年 5月21日から施行する。

本会則は、令和 7年 5月24日から施行する。